

学校園における今後の課題・対応策

大阪府教育委員会事務局教育振興室児童生徒課

1 早期発見のために

学校の教職員は、職務上児童虐待を発見しやすい立場にあることから、教育活動の中で児童生徒の十分な観察を行い、児童虐待の早期発見・対応に努めなければなりません。

児童虐待を早期に発見するためには、虐待行為に起因する様々なサインを周りの人たちが見過ごすことのないよう心がけることが極めて重要となります。虐待を受けている児童生徒は、学校生活や社会生活の行動面で多くの変化が現れます。様々な非行行為や学習障害、あるいは注意欠陥・多動性障害が疑われる慢性的な学業不振の背景に、長期にわたる虐待の事実が隠されていることもあります。また、岸和田の事件のように、虐待により不登校の状態を余儀なくされている場合もあります。性の逸脱行為や自傷行為の背景に、性的虐待が隠されていることもあります。虐待のサインとして、子どもたちの非行行為や学業不振、あるいは不登校などを捉え直すことが必要となります。

同時に、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成することも大切です。

また、不登校児童生徒についても、学級担任等の教職員が家庭への訪問を行うなど、その状況の把握に努

める必要があります。

そのため、大阪府教育委員会では、平成16年3月、虐待防止指針『子どもたちの輝く未来のために』を作成し、児童生徒課のホームページに掲載するとともに、学校園の教職員に発信したところです。

2 通告と連携

岸和田の事件では、子ども家庭センター側も学校側も、相談・通告という明確な認識のもとに情報の授受を行っておらず、これが虐待を見逃す要因のひとつとなったと考えられます。この背景には、子ども家庭センター、学校ともに、組織としての情報提供・受身体制が弱く、学校側の情報以上の状況把握が、双方ともに不十分であったことが問題として指摘されます。子ども家庭センターと学校は、危機意識を持ちながら緊密な連携を行うことが極めて重要です。このため、学校からセンターに寄せられる虐待に関する相談や通告について、相互に曖昧な対応とならないよう、基本的ルールを作成し、徹底を図る必要があります。

そのため、2004（平成16）年6月、大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課と大阪府教育委員会事務局教育振興室児童生徒課が「児童虐待における学校園と子ども家庭センターの連携について—通告等に関

教職員が、虐待を早期に発見するための「気づき」のポイントは次のとおりです。ただし、これらはその一部です。

✓ チェックシート（例示）

A. 児童生徒の身体的特徴

- 不自然な傷や火傷等の外傷、治療を受けていない傷など
- 体重増加が不良、低栄養状態やアンバランスな発達の遅れなど
- 身体や服装の汚れなど

B. 児童生徒の行動的特徴

- 落ち着きがない
- 過度な警戒心を持つ
- 給食での過食、お替わりを繰り返す
- 乱暴・攻撃的な言葉使い

- 他の児童生徒をいじめる、生物に対する残虐な行為
- 虚言、万引等
- 単独での非行、盛り場等の徘徊・家出
- 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退
- 帰宅するのをいやがる

C. 保護者、家庭の特徴等

- 学用品等を持たせない
- 明らかに家事が長期間、放棄されている
- 子どもへの否定的な態度や言葉が多い
- 不自然な言い訳や話に矛盾点が多い

☞ 一つだけで虐待と判断するのではなく、総合的に判断すること

する基本的ルール」を作成し、学校園まで徹底を図ったところ です。

また、虐待への対応は、一機関だけで事足りるものではありません。関係機関と連携をとり協力していくことが、解決への重要な鍵となります。学校は、子ども家庭センターに相談や通告をした後も、事案の状況によっては、警察や少年補導センター、医療機関などとの連携を図ることが求められます。さらに、市町村ごとに設置・運営されている虐待防止ネットワークに市町村教育委員会とともに積極的に参加するなど、多面的な解決方策を講じることが重要となります。

3 エンパワメントと支援

児童虐待への対策にあたっては、子ども自らが虐待から逃れること、また、友人を虐待から助けることができるよう、関係機関が連携して子どもへの支援を行う必要があります。このため、子どもの多様な声を受け止める社会環境の整備、および、子ども自身が自ら

の身を守ることの大切さを認識することや、実際に行動に移す力をつけることなどの子ども自身のエンパワメントが大切となります。

4 まとめ

岸和田の事件を機に、行政や関係機関、地域社会が虐待防止の重要性を再認識し、また、福祉関係者や教育関係者等の間でも、虐待防止対策の強化に向けた取り組みが始まりました。国にも動きが見られます。2004（平成16）年10月1日から施行された「児童虐待の防止に関する法律」改正法には、児童虐待に係る通告義務を拡大し、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とするなど、今回の事件の反省点に基づく多くの改正点が盛り込まれています。

子どもを守ることは大人社会の第一義的な責任です。児童虐待の根絶のために、関係諸機関が体制を強化し、機関相互の連携を強めてそれぞれの責任を果たすことが、いま求められています。

